

涼みの場開放に対する支援金について

1 趣旨

甲府市では、令和8年7月1日から9月30日までの期間、熱中症予防の取組として自治会等が管理する地域集会施設を地域住民の「涼みの場」として開放していただいた場合、支援金を交付します。

【地域集会施設とは】 自治会等が管理する、公民館、集会所、公会堂等
(個人宅や、自治会等が光熱費を負担しない施設は対象外)

2 支援金の対象要件

次に掲げる要件を全て満たし、涼みの場を開放していただいた自治会等が対象となります。
なお、申請は単位自治会ごととなります。

- (1) 冷房設備が備わっており、開放中に適切な環境が確保できる施設
- (2) 当該施設が所在する地域の自治会等が光熱費等の費用を負担している施設
- (3) 地域住民等の誰もが利用できるよう開放し、回覧板等で地域住民に事前に周知すること

※涼みの場として1日連続2時間以上開放してください。(午前9時から午後9時までの間)

※複数の自治会で地域集会施設を共有している場合は、1施設あたり1申請とします。

3 交付金額

涼みの場の開放日数に応じ、下表のとおり交付します。

対象経費	基準額
涼みの場開放に要する経費	涼みの場1か所当たり、次により算出された額
※支援対象期間： 令和8年7月1日から 同年9月30日まで	涼みの場1か所当たり開放した期間が
	1. 5日以上10日未満 10,000円
	2. 10日以上15日未満 20,000円
	3. 15日以上20日未満 30,000円
	4. 20日以上25日未満 40,000円
	5. 25日以上30日未満 50,000円
	6. 30日以上35日未満 60,000円
	7. 35日以上40日未満 70,000円
	8. 40日以上45日未満 80,000円
	9. 45日以上50日未満 90,000円
	10. 50日以上55日未満 100,000円
	11. 55日以上60日未満 110,000円
	12. 60日以上65日未満 120,000円
	13. 65日以上70日未満 130,000円
	14. 70日以上75日未満 140,000円
	15. 75日以上80日未満 150,000円
	16. 80日以上85日未満 160,000円
	17. 85日以上90日未満 170,000円
	18. 90日以上 180,000円

※開放日数が4日以下の場合、支援金の交付対象となりません。5日以上開放いただけますよう、ご協力をお願いします。

4 申請方法（郵送可）

ご協力いただける場合は、「甲府市地域ふれあい涼みの場」開放計画書（様式第1号）の提出をお願いします。

【令和8年7月31日までにご提出ください】

（提出先）

〒400-8585 甲府市丸の内1-18-1 甲府市 市民部 協働推進課

（問い合わせ先） TEL 055-237-5298

5 実績報告及び請求方法（郵送可）

事業終了後、「甲府市地域涼みの場」支援金交付申請書（様式第2号）の提出をお願いします。内容を確認した後、審査し、支援金を交付します。

【令和8年11月30日までにご提出ください】

「甲府市地域ふれあい涼みの場支援金」 交付までの流れ

検 討

○単位自治会等ごとに涼みの場の開放についてご検討をお願いします。

申 請

○「甲府市地域ふれあい涼みの場」開放計画書を甲府市へ提出してください。

7月1日以降に開放した涼みの場が、対象となります。

提出期限：令和8年7月31日まで

涼みの場開放

7/1～9/30

実 績 報 告

○事業終了後、「甲府市地域ふれあい涼みの場」支援金交付申請書を市へ提出してください。

兼 請 求 書

提出期限：令和8年11月30日まで

交 付 決 定

○審査を行い交付決定になると、協働推進課より「甲府市地域ふれあい涼みの場」支援金交付決定通知書を送付します。

支援金の支払

○申請書に記載した口座に支援金を振り込みます。

問合せ先 甲府市 市民部 協働推進課

電話 055-237-5298